

地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

令和7年10月16日

君津市長 石井宏子

1 縦覧に供する書類の名称

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案

2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地域名

(1)小糸地区

(2)清和地区

(3)小櫃1

(4)小櫃2

(5)上総地区

3 縦覧場所

君津市役所経済環境部農政課(君津市久保2丁目13番1号)

4 縦覧期間

令和7年10月16日から令和7年10月30日まで

(日曜日及び土曜日を除く。)

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

利害関係人は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出先 君津市役所経済環境部農政課（君津市久保2丁目13番1号）

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出期限 令和7年10月30日（必着）

(4) 留意事項

地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対する意見以外は提出できない。

意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名、連絡先、対象となる地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の地域名、利害関係の内容、意見の内容を必ず記載すること。

(5) 意見書の処理方法

意見書に対する個別の回答は行わず、地域農業経営基盤強化促進計画の公告後に、意見の要旨及びその処理結果を公表する。

なお、意見書の内容の公表により、個人等が特定される場合や財産等を害する恐れがある等の場合は、公表を控える。